

議案第 7 2 号

北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例の一部改正
について

北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例の一部を次のように
改正する。

平成 2 1 年 8 月 2 5 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例の一部を改正す
る条例

北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第
2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

北本市立あすなろ学園	北本市中丸 1 0 丁目 5 4 番地 2	5 0 人
------------	-----------------------	-------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3
項の規定は、公布の日から施行する。

（北本市障害者支援施設設置及び管理条例の廃止）

2 北本市障害者支援施設設置及び管理条例（昭和 5 9 年条例第 1 0
号）は、廃止する。

（準備行為）

3 この条例による改正後の北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第2条に規定する北本市立あすなろ学園に係る新条例第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第5条から第8条までの規定の例により行うことができる。

（経過措置）

4 この条例の施行の日から規則で定める日までにおける新条例第2条に規定する北本市立あすなろ学園に係る新条例第18条の規定の適用については、同条第1項中「法第28条第1項第5号又は同条第2項第3号に規定する障害福祉サービスに関して、法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用として市長が別に定める額」とあるのは、「法附則第20条に規定する旧法施設支援に関して、法附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び給食に要する費用として市長が別に定める額」とする。